

文化会計影響仮説の基礎研究（下）：ニュージーランド・インド・日本の会計思考

著者	北山 弘樹
雑誌名	関西大学商學論集
巻	53
号	2
ページ	51-69
発行年	2008-06-25
その他のタイトル	The Reexamination of the Cultural Relevance Hypothesis in Accounting (II) : Accounting Values in New Zealand, India and Japan
URL	http://hdl.handle.net/10112/3459

文化会計影響仮説の基礎研究 (下)

——ニュージーランド・インド・日本の会計思考——

北山弘樹

目次

- I. はじめに
- II. G. ホフステッドの文化論
 - 1. 文化の安定化のメカニズム
 - 2. 国民文化の4つの次元の算出
 - 3. 国民文化の4つの次元の意味
- III. S. J. グレイの文化会計影響仮説
 - 1. 会計規範と会計システム
 - 2. 会計思考の4つの側面
 - 3. 文化会計影響仮説の4つの側面
 - 4. 会計システムの国際的分類 (以上, 第53巻第1号)
- IV. 会計思考を巡る調査票の内容 (以下, 本号)
 - 1. 会計思考に関する16の質問
 - 2. 調査対象者の内訳
- V. 会計思考を巡る調査票の分析
 - 1. 信頼性分析
 - 2. 因子分析
 - (1) ニュージーランドとインドの分析結果
 - (2) 日本の分析結果
 - 3. クラスタ分析
- VI. 研究の意義と課題
- VII. おわりに

IV. 会計思考を巡る調査票の内容

1. 会計思考に関する16の質問

調査票は、保守主義に関して4つの質問、統一性に関して4つの質問、秘密主義に関して4つの質問、会計士主体主義に関して4つの質問の合計16の質問が順繰りに設定されて、それぞれの質問に対して強い賛成から強い反対までの七段階で答える形式³⁴⁾となっている。各会計

34) S. Chanchani & R. Willett, p. 151.

思考に関わる質問内容は、会計システムとの関連から連想して創設され、保守主義に関する4つの質問では測定面に関するもの2つと開示面に関するもの2つよりなり、統一性に関する4つの質問では測定面に関するもの2つと開示面に関するもの2つよりなり、秘密主義に関する4つの質問では透明性に関するもの2つと詳細表示に関するもの2つよりなり、会計士主体主義に関する4つの質問では規制と判断に関するもの3つと倫理面に関するもの1つより構成されている。後述の全体での順番のQ1からQ16の質問番号を添え、さらに四分割した中分類での順番を出現順に①から④の丸数字で示し、細分類を括弧数字の(1)(2)(3)で示すと次の図表10の通りである。質問の趣旨に対する賛成または反対の程度の回答が他の質問と逆向きのものには逆転項目と記している。

図表10 会計思考に関する16の質問の分類表

会計思考	関連する側面	質問番号と記号	質問内容
保守主義 (質問番号) (1,5,9,13)	測定	Q1保守主義①-測定(1)	利益額と資産価額に疑義ある場合は切り下げるべきである。
		Q13保守主義④-測定(2)	物価上昇時には棚卸資産は先入先出法ではなく後入先出法で計上すべきである。
	開示	Q5保守主義②-開示(1)	市場価格は一般に取得原価より適合性に欠ける。
		Q9保守主義③-開示(2)	市場価格が取得原価に代わって一般に使用されるべきである [逆転項目]。
統一性 (質問番号) (2,6,10,14)	測定	Q2統一性①-測定(1)	減価償却の規則は外部的に設定されるべきであり、それは資産群個々に特にあてはまる。
		Q10統一性③-測定(2)	会計方針は一度選択すると変更すべきではない。
	開示	Q6統一性②-開示(1)	全企業の財務諸表は標準的な形式を採るべきである。
		Q14統一性④-開示(2)	財務諸表における詳細な統一化の水準を増大すべきである。
秘密主義 (質問番号) (3,7,11,15)	透明性	Q3秘密主義①-透明性(1)	財務諸表は株主と経営者よりもむしろ一般大衆に利用可能なものであるべきである [逆転項目]。
		Q15秘密主義④-透明性(2)	経営者の予測が財務諸表に含められるべきである [逆転項目]。
	詳細さ	Q7秘密性②-詳細さ(1)	詳細な資料のうち最小限のものだけが財務諸表に含められるべきである。
		Q11秘密性③-詳細さ(2)	経営者と株主に関する情報は財務諸表に含められるべきではない。
会計士主体主義 (質問番号) (4,8,12,16)	規制判断	Q4会計士主体主義①-規制判断(1)	会計士は私的に統制されるべきである。
		Q8会計士主体主義②-規制判断(2)	会計士は企業の財務状態と経営成績を測定する方法に関する最良の裁判官である。
		Q12会計士主体主義③-規制判断(3)	会計士は財務諸表に含むべきものに関して最良の裁判官である。
	倫理性	Q16会計士主体主義④-倫理性(1)	会計士は高度な倫理行為基準を保持すべきである。

(出所) S. Chanchani & R. Willett, p. 151に加筆。

ニュージーランドおよびインドでは上記の英語表現にて財務情報の利用者および作成者である会計士、アナリスト、与信担当銀行員に郵送により調査票が実施された。しかし日本で行う場合には直訳しただけでは意味内容の把握が困難で、未だ会計情報の作成および利用を十分には経験していない学生が被験者の場合には説明的啓蒙的な言葉を補う必要がある³⁵⁾と判断した。日本で実施した調査票は、次の通りである。

[会計上の考え方に関する調査] 貴殿自らの判断に拠って、以下の会計実務それぞれについてどの程度望ましいものであると考えますか。以下の会計実務の記述内容それぞれに対してどの程度賛成しますかあるいはどの程度反対でしょうか。貴殿の考えを、七段階で[断固賛成する]の1番から[断固反対する]の7番までに分布した中でどの辺りに当て嵌まるのかを示してください。

1. 利益額は可能な範囲で低く小さい数値になるように算出し、また資産価額の切り下げも、価値低下の徴候が伺われる段階で評価損を計上するようにすべきである。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

2. 建物や機械といった有形固定資産に関して減価償却を行うための様々な規則は、経営者が自主的に策定するのでは無く、国税庁や公認会計士協会といった企業外部の組織体により設定されるべきであり、このことは工場全体の資産の価値低下の認識といったひとまとまりで収益源になっていた筈の資産群の減損の認識方法にとりわけ当て嵌まる。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

3. 財務諸表は、直接的な利害関係者である株主および経営者だけでは無く、一般大衆にとってこそ利用可能なものであるべきである。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

4. 公認会計士は、日本国政府や金融庁が法律等を通じて直接的に統制されるべきでは無く、業界団体として見識をもって民間で私的に統制されるべきである。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

5. 資産等の決算日における再購入価格や売却価格といった市場価値は一般に、その資産をかつて購入した時の価格である取得原価・歴史的な原価のように有用で適切な情報であるとは考えられない。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

35) 質問の意図を汲み取って、その内容の意味ができるだけ明確になるように意識した。

6. 全企業の財務諸表は、統一的な標準形式に則るべきである。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

7. 企業における詳細な財務データのうちの最少限の項目情報だけで財務諸表を作成すべきである。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

8. 経営者の存在はさておき、公認会計士が企業の財務状態と経営成績をどのように測定すべきかを判断する上で最善の主体である。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

9. 市場価値が一般に取得原価・歴史的原価の代わりに用いられるべきである。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

10. 減価償却の方法や棚卸資産の評価方法等の会計方針については、一旦ある方法を採用した暁には、特別な事情の無い限り変更すべきでは無い。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

11. 経営者と株主・所有主に関して幾分個人的な情報は、財務諸表に付随する情報として開示すべきでは無い。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

12. 経営者の存在はさておき、公認会計士が財務諸表において何を開示すべきかを判断する上で最善の主体である。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

13. 物価上昇時には、貸借対照表の棚卸資産の測定値として、先入先出法では無く、より最近に仕入れたやや価格が高く評価されているはずの資産が費用としての売上原価に計上され、利益数値が低く抑えられる後入先出法を用いるべきである。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

14. 財務諸表は今後ますます詳細な部分までも標準化・統一化の方向を推進していくべきである。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

15. 完全に不確定な未来予測ではあるが、企業外部のものよりは情報が豊富と想定される経営者が、企業の次期の売上高や利益数値を予測したものを、財務諸表に付随した情報として開示すべきである。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

16. 公認会計士は、不正や偽りとは無縁の存在たるべく、高い水準の倫理規定を掲げて日常的な業務に勤しむべきである。

[断固賛成する] 1 2 3 4 5 6 7 [断固反対する]

学年__年 番号_____ 氏名_____

ご協力に感謝します。ありがとうございました。

2. 調査対象者の内訳

ニュージーランドの調査対象者の内訳は、図表11にあるように、財務諸表作成者としてニュージーランド会計士協会の会計士600名、財務諸表利用者としてニュージーランド財務アナリスト協会のアナリスト280名と銀行の与信担当者320名で、総合計は1,200名となり、回収数は42.5%の510名であった。

インドの調査対象者の内訳は、図表12にあるように、財務諸表作成者として企業管理役員協会から2,000名とインド勅許会計士協会から1,500名、財務諸表利用者として勅許財務アナリスト500名とボンベイ経営協会から500名と銀行の与信担当者500名で、総合計は5,000名となり、回収数は22.8%の1,104名であった。

ニュージーランドとインドを合わせて総計1,614名の資料となる。

日本の調査対象者の内訳は、図表13にあるように、関西大学商学部の学生309名で、2007年1月11,12,15日の講義時間内に配布回収され、記入漏れ・欠損値等のあった10名を除くと、有

図表11 ニュージーランドの調査対象者

郵送先	回収数
情報作成者 計600名 (ニュージーランド会計士協会所属会計士600名)	264名 (44%)
情報利用者 計600名 (ニュージーランド財務アナリスト協会所属アナリスト280名と二つの大手銀行の全支店の与信担当者320名)	246名 (41%)
合計 1,200名	510名 (42.5%)

図表12 インドの調査対象者

郵送先	回収数
情報作成者 計3,500名 (インド勅許会計士協会所属会計士1,500名と企業管理役員協会所属の管理役員2,000名)	630名 (18%)
情報利用者 計1,500名 (勅許財務アナリスト協会所属アナリスト500名 ボンベイ経営協会所属アナリスト500名と 大手銀行の与信担当者500名)	474名 (31.6%)
合計 5,000名	1,104名 (22.8%)

効回収数は299名で、内一年生213名、二年生19名、三年生54名、4年生10名、5年以上3名であった。

図表13 日本の調査対象者

1年生	213
2年生	19
3年生	54
4年生	10
5年生	3
合計	299

欠損値のあった回答および学年不明等計10名を除いた一覧。

2007年1月11,12,15日の関西大学の講義時間中に調査票を実施。

V. 会計思考を巡る調査票の分析

1. 信頼性分析

ここでは、保守主義、統一性、秘密主義、会計士主体主義という各会計思考を構成する要素となるそれぞれ4つの質問項目の内的整合性を、L. J. クロンバックのアルファ (α) に基づいて検討する。因子分析を行うことを念頭に置くと、各会計思考を構成する4つの質問項目は、全体として1つの意味を表現することが期待されている為、同じ方向性の項目が集まっている必要がある。したがって4つの質問項目はすべて互いに十分な正の相関関係を示していることが期待³⁶⁾される。その指標となるのがL. J. クロンバックのアルファであり、目安となる数値は.70である。

図表14は、ニュージーランド、インド、ニュージーランド・インド合計、日本を対象とした調査結果における4つの会計思考を構成する概念の内的整合性である信頼性を分析したものである。二カ国合計による各会計思考を構成する概念における質問項目間の信頼性数値は、統一性が.56、会計士主体主義が.55、秘密主義が.34、保守主義が.21であり、日本による各構成概念における質問項目間の信頼性数値は、統一性が.52、会計士主体主義が.13、秘密主義が.23、保守主義が.14である。ともに統一性の信頼性数値が最も高く、秘密主義と保守主義の数値は低い。会計士主体主義の信頼性数値は、二カ国合計の数値ではある程度の数値が確保されているが、日本はかなり低い状況である。ニュージーランドとインドと日本の数値を比べてみると、統一性だけは日本の数値がニュージーランドに次いで二位に入っているが、残りの3つの構成概念で日本の数値は三位である。ニュージーランドとインドとの数値を比べてみると、会計士主体

36) Lee J. Cronbach, "Coefficient Alpha and the Internal Structure of Tests," *Psychometrika*, Vol.16, No.3, September 1951, p. 297.

図表14 信頼性分析

会計思考の構成 概念	質問番号	ニュージーランド (510名)	インド (1,104名)	ニュージーランドとインド合計 (1,614名)	日本 (299名)
統一性	2,6,10,14	.58	.35	.56	.52
統一性	2,6,14	.60	.41	.59	.54
会計士主体主義	4,8,12,16	.51	.53	.55	.13
会計士主体主義	4,8,12	.57	.57	.60	.09
秘密主義	3,7,11,15	.38	.31	.34	.23
秘密主義	3,11,15	.36	.24	.31	.25
保守主義	1,5,9,13	.23	.18	.21	.14
保守主義	1,5,9	.29	.21	.23	.04
保守主義	5,9,13	.33	.20	.23	.08

（出所）Chanchani & Willett, p. 141掲載図表に日本299名分の資料欄を追加した。日本の質問番号の3番と15番は得点を逆転させ、9番は仮定に反する為そのままにした。

主義だけは拮抗しインドが僅かに上回っているが、残りの3つの構成概念の信頼性数値ではニュージーランドがより高い水準を示している。この理由としてS. チャンチャーニとR. ウィレットは、インドの被験者群は年齢、性別、職業、宗教、教育などの人口統計学的見地から極めて振幅の大きい対象であることと調査票の返答率が財務情報の利用者が31.6%で作成者が18.0%で返答率が大きく異なっていたことを指摘³⁷⁾している。

2. 因子分析

ニュージーランド、インドおよび日本における4つの会計思考に関する分析として最も仮説検証にふさわしい多変量解析手法としての因子分析の結果を本節で報告する。G. ホフステットの算定した4つの国民文化次元に対して下位文化として4つの会計上の考え方が相互に独立排他的に存在するというS. J. グレイの文化会計影響仮説が成立するならば、因子分析の結果潜在的な4つの因子が算出され、1つの潜在因子に対して16個中事前に想定した4つずつの設問の負荷量が大きく算定されるはずである。端的な結論を先取りして言うと、ニュージーランドとインドの因子分析結果からは、4つの会計思考が定量的に把握されたと言っていい結果もたらされ、日本の因子分析結果からは、少なくとも3つの会計思考が定量的に把握されたと言っていい結果もたらされた。

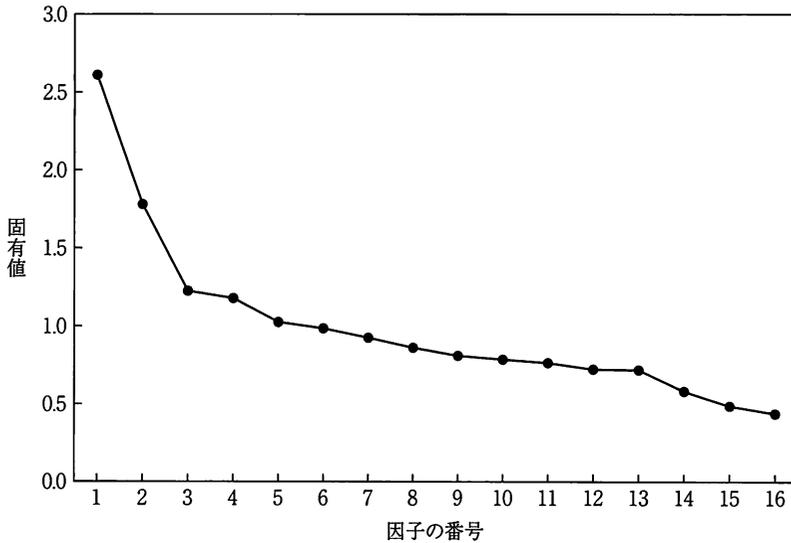
（1）ニュージーランドとインドの分析結果

図表17が主因子法による因子抽出と基準化バリマックス法による因子分析結果である。多様な因子抽出方法と回転方法を資料に適用したが、すべて同様の因子パターンを示したとの説明である。5つという因子の数は、図表15のスクリープロットにもある通り、1以上の固有値を有する因子が5つだったことから決定された。カイザー・メイヤー・オルキンによる当て嵌まり具合の数値であるKMOの標本妥当性の測度は0.7で、中程度の当て嵌まり具合（middling）

37) S. Chanchani & R. Willett, p. 141.

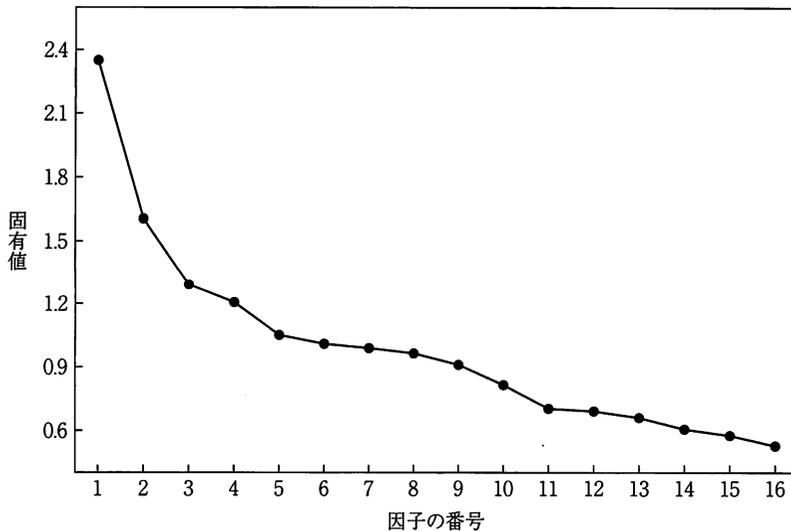
とされる。バートレットの球面性検定では高度に有意であり、観測変数の間の関連を示唆していた。主因子法によって5つの因子は資料の分散の49%を説明し、因子それぞれは分散のうち、1つ目の因子は16.3%、2つ目の因子は11.2%、3つ目の因子は7.7%、4つ目の因子は7.4%、5つ目の因子は6.4%を説明していた。図表17では、絶対値で0.3以上の30%以上の負荷量を示すすべての項目を太字にしている。

図表15 ニュージーランドとインドの因子のスクリープロット



(出所) S. Chanchani & R. Willett, p. 144.

図表16 日本の因子のスクリープロット



図表の下の段の因子への命名が示す通り、第1因子は主として統一性に関する項目の負荷量が大きく、第2因子は主として会計士主体主義に関する質問項目の負荷量が大きく、第3因子は主として秘密主義に関する項目の負荷量が大きく、第4因子は主として開示における保守主義に関する項目の負荷量が大きく、第5因子は測定における保守主義に関する項目の負荷量が大きい。30%以上の負荷量を示していない項目は無い。

統一性と称する第1因子³⁸⁾は、開示に関する統一性についての質問6番と14番および測定に関する統一性についての質問の10番と2番という4つの統一性についての質問の負荷量が大きい。一方で統一性に関連する質問に含まれない、秘密主義に関する3番と15番および保守主義に関する13番の負荷量が大きくなっている。敢えて解釈すると、統一性よりも広い意味で、13番の質問で後入先出法は物価上昇時にはより正確な情報の提供に結びつくと考え、第1因子は、信頼性、正確性、比較可能性、客観性を有する情報が透明性をもって提供されることに対する関心を全体として表しており、ニュージーランドおよびインドにおける情報の作成者と利用者にそうした関心が存在すると言える。

会計士主体主義と称する第2因子³⁹⁾は、4つの会計士主体主義に関する質問項目のうちの規制判断に関わる3つ、12番、8番、4番の質問の負荷量が大きく、因子名称は妥当で、ニュージーランドとインドの財務諸表の利用者と作成者に会計士への厚い信頼が存在することが推定できる。一方で16番の会計士主体主義の質問で倫理的側面に関する質問項目の負荷量は小さく、会計士の倫理的行為に関する関心は、会計士の財務諸表監査への関与とは別の意味合いで意識されていると判断できる。

秘密主義と称する第3因子⁴⁰⁾は、4つの秘密主義に関する質問の内の3つ、透明性に関する3番、詳細開示に関する7番と11番の負荷量が大きく、ニュージーランドとインドの被験者に秘密主義とその反対の公開主義に対する指向が存在していると判断できる。一方で、残り1つの秘密主義に関する質問の15番の負荷量は小さく、また13番の測定面の保守主義に関する質問の負荷量も大きく、これらの整合的な理解と上記の指向性との連動については説明は困難である。

開示における保守主義と称する第4因子⁴¹⁾は、保守主義に関する4つの質問のうち開示面についての2つの質問、9番と5番の負荷量が大きく、秘密主義に関する15番の負荷量が高い。15番の質問は経営者の予測数値を情報開示すべきだとする設問で、保守主義の開示面に関する質問と共通し、ニュージーランドとインドの情報利用者と作成者に開示における保守主義への指向性が潜在していると判断できる。

38) S. Chanchani & R. Willett, pp. 144-145.

39) S. Chanchani & R. Willett, p. 145.

40) S. Chanchani & R. Willett, p. 145.

41) S. Chanchani & R. Willett, p. 145.

図表17 ニュージーランドとインドの会計思考の因子分析

質問番号	質問内容	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子
Q6 統一性②-開示 (1)	全企業の財務諸表は標準的な形式を採るべきである。	.725	.035	-.012	.025	.125
Q14 統一性④-開示 (2)	財務諸表における詳細な統一化の水準を増大すべきである。	.653	.054	-.098	.009	.255
Q10 統一性③-測定 (2)	会計方針は一度選択すると変更すべきではない。	.529	.153	.247	-.087	-.087
Q2 統一性①-測定 (1)	減価償却の規則は外部的に設定されるべきであり、それは資産群個々に特にあてはまる。	.423	.001	.128	.062	.456
Q3 秘密主義①-透明性 (1)	財務諸表は株主と経営者よりもむしろ一般大衆に利用可能なものであるべきである。	.477	.107	-.355	.032	-.050
Q15 秘密主義④-透明性 (2)	経営者の予測は財務諸表に含めるべきである。	.419	.030	-.183	.371	-.024
Q12 会計士主体主義③-規制判断 (3)	会計士は財務諸表に含むべきものに関して最良の裁判官である。	.050	.798	.183	.038	.014
Q8 会計士主体主義②-規制判断 (2)	会計士は企業の財務状態と経営成績を測定する方法に関する最良の裁判官である。	.183	.775	.161	-.029	.025
Q4 会計士主体主義①-規制判断 (1)	会計士は私的に統制されるべきである。	.022	.612	-.150	-.071	.237
Q7 秘密主義②-詳細さ (1)	詳細な資料のうち最小限のものだけが財務諸表に含められるべきである。	.051	.133	.693	.018	-.078
Q11 秘密主義③-詳細さ (2)	経営者と株主に関する情報は財務諸表に含むべきではない。	-.148	.041	.613	-.106	-.044
Q9 保守主義③-開示 (2)	市場価格が取得原価に代わって一般に使用されるべきである。	.155	-.005	.127	.822	-.061
Q5 保守主義②-開示 (1)	市場価格は一般に取得原価より適合性に欠ける。	.178	.067	.180	-.726	-.136
Q1 保守主義①-測定 (1)	利益額と資産価額に疑義ある場合は切り下げるべきである。	.081	.071	-.036	.002	.660
Q16 会計士主体主義④-倫理性 (1)	会計士は高度な倫理行為基準を保持すべきである。	-.014	.116	-.099	.018	.662
Q13 保守主義④-測定 (2)	物価上昇時には棚卸資産は先入先出法ではなく後入先出法で計上すべきである。	.300	.034	.366	.031	.333
[因子名]		統一性	会計士主体主義	秘密主義	開示における保守主義	測定における保守主義

主因子法による因子抽出と基準化バリマックス法による7回の反復で回転が収束。
(出所) S. Chanchani & R. Willett, p. 143.

測定における保守主義と称する第5因子⁴²⁾は、4つの保守主義に関する質問のうちの2つの測定に関する1番と13番の負荷量が大きく、また会計士主体主義に関する16番と統一性に關する2番の負荷量が大きい。16番の設問は会計士の倫理的行為規範についての設問であるが、会計士が測定にあたって慎重な態度を重んじるべきとの解釈が可能である。2番の質問は減価

42) S. Chanchani & R. Willett, p. 145-146.

図表18 日本の会計思考の因子分析

質問番号	質問内容	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子
Q 6 統一性②-開示 (1)	全企業の財務諸表は標準的な形式を採るべきである。	.563	.054	-.010	.050	.272
Q14統一性④-開示 (2)	財務諸表における詳細な統一化の水準を増大すべきである。	.557	.061	.089	.015	.095
Q 2 統一性①-測定 (1)	減価償却の規則は外部的に設定されるべきであり、それは資産群個々に特にあてはまる。	.463	-.032	-.068	-.058	.015
Q16会計士主体主義④-倫理性 (1)	会計士は高度な倫理行為基準を保持すべきである。	.459	-.049	-.158	.074	.045
Q10統一性③-測定 (2)	会計方針は一度選択すると変更すべきではない。	.321	.046	-.139	.009	-.091
Q 8 会計士主体主義②-規制判断 (2)	会計士は企業の財務状態と経営成績を測定する方法に関する最良の裁判官である。	.208	-.504	-.058	.156	.186
Q12会計士主体主義③-規制判断 (3)	会計士は財務諸表に含むべきものに関し最良の裁判官である。	.302	-.407	.008	.210	.129
Q13保守主義④-測定 (2)	物価上昇時には棚卸資産は先入先出法ではなく後入先出法で計上すべきである	.027	.332	.144	.079	.074
Q 9 保守主義③-開示 (2)	市場価格が取得原価に代わって一般に使用されるべきである。	.084	.279	.011	.004	.039
Q 4 会計士主体主義①-規制判断 (1)	会計士は私的に統制されるべきである。	-.089	.147	.577	.103	-.112
Q 7 秘密主義②-詳細さ (1)	詳細な資料のうち最小限のものだけが財務諸表に含められるべきである。	-.226	.031	.257	.039	.037
Q 3 秘密主義①-透明性 (1)	財務諸表は株主と経営者よりもむしろ一般大衆に利用可能なものであるべきである。	.265	.447	-.312	.524	-.019
Q 5 保守主義②-開示 (1)	市場価格は一般に取得原価より適合性に欠ける。	-.070	-.101	.092	.340	.065
Q15秘密主義④-透明性 (2)	経営者の予測は財務諸表に含めるべきである。	.076	.063	.171	.305	-.274
Q11秘密主義-詳細さ (2)	経営者と株主に関する情報は財務諸表に含むべきではない。	.035	-.084	-.052	.032	.508
Q 1 保守主義①-測定 (1)	利益額と資産価額に疑義ある場合は切り下げるべきである。	.066	.103	.025	.009	.173
[因子名]		統一性	会計士主体主義		秘密主義	

主因子法による因子抽出と基準化バリマックス法による16回の反復で回転が収束。

償却・減損についての設問であるが、会計測定にあたって慎重な判断をすべきことと解釈することも可能である。それゆえ第5因子の負荷量の大きい質問項目を全体として判断して、ニュージーランドとインドの情報利用者と作成者に会計測定にあたって保守的なアプローチを重んじる傾向が存在すると判断できる。

(2) 日本の分析結果

図表18が主因子法による因子抽出と基準化バリマックス法による因子分析結果である。多様な因子抽出方法と回転方法を試みたが何れもほぼ同様の計算結果を示しており、選択した手法は、ニュージーランドとインドの因子分析方法に倣っている。図表16のスクリープロットにも

あるとおり、1以上の固有値を有する因子は6つ算出されたが、ニュージーランドとインドとの比較の見地から5つの因子とした。カイザー・メイヤー・オルキンによる当て嵌まり具合の数値であるKMOの標本妥当性の測度は0.648で、何とか通常程度の当て嵌まり具合 (mediocre) であり、観測変数を用いて因子分析をすることに意味がある目処となる数値の0.5を超えていた⁴³⁾。パートレットの球面性検定では有意確率は0.000で高度に有意であり、因子分析適用の妥当性を示唆していた。主因子法によって5つの因子は資料の分散の47.141%を説明し、因子それぞれは分散のうち、1つ目の因子は14.803%、2つ目の因子は10.085%、3つ目の因子は8.121%、4つ目の因子は7.554%、5つ目の因子は6.577%を説明していた。図表18では、絶対値で0.3以上の30%以上の負荷量を示すすべての項目を太字にしている。

図表の下の方の因子への命名が示す通り、第1因子は主として統一性に関する項目の負荷量が大きく、第2因子は主として会計士主体主義に関する質問項目の負荷量が大きく、第3因子は主として質問番号4番と3番の負荷量が大きく、第4因子は主として秘密主義に関する項目の負荷量が大きく、第5因子は質問番号11番の負荷量が大きい。質問番号の9番、7番、1番は、どの因子にも30%以上の負荷量を示していない。

統一性と称する第1因子は、開示に関する統一性についての質問6番と14番および測定に関する統一性についての質問の2番と10番という4つの統一性についての質問の負荷量が大きい。一方で統一性に関連した質問に含まれない、倫理行為規範と規制判断主体についての会計士主体主義に関する16番と12番の負荷量も大きくなっている。敢えて解釈すると、統一性よりも広い意味で、16番の質問の会計士の倫理的行為の社会体制の中での意味を重視すると、第1因子は、統一的標準的な会計制度の必要性に対する関心を全体として表しており、日本の会計思考に会計制度に対する自然法的な関心が存在すると言える。

会計士主体主義と称する第2因子は、会計士主体主義に関する質問項目のうちで規制判断に関わる8番と12番の負荷量が大きい。一方で会計士主体主義の別の質問項目の16番と4番の負荷量は小さく、13番の保守主義に関する質問と3番の秘密性に関する質問の負荷量が大きくなっている。日本におけるこうした潜在的な指向性を会計士主体主義の因子として明確に理解するのは多少の無理があるが、潜在因子全体として最も中心的な考え方に会計士主体主義の考え方が存在すると判断できる計算結果である。

第3因子で負荷量が大きく算定されている質問項目は、4番の会計士主体主義と3番の秘密主義に関するものであり、統一的で整合的な理解は困難である。敢えて解釈すると、民間主体の考え方として共通的に反応していたと考えられる。

秘密主義と称する第4因子は、秘密主義に関する4つの質問のうち透明性に関する2つの質問の3番と15番の負荷量が大きく、日本の会計思考に秘密主義とその反対の公開主義に関して

43) Henry F. Kaiser, "An Index of Factorial Simplicity," *Psychometrika*, Vol.39, No.1, March 1974, p. 35.

透明性を尊ぶ気風が存在していると判断できる。一方で、秘密主義に関する残り2つの7番と11番の負荷量は大きくなく、3番の負荷量については第2因子と第3因子にも大きく算出されていることもあり、割り引いて推定する必要がある。

第5因子で負荷量が大きく算定されている質問項目は、11番の秘密主義に関する質問項目だけであり、他に無く、日本の潜在的な会計思考を付度できない。

ニュージーランドとインドの因子分析結果と日本の因子分析結果から、S. J.グレイのいう4つの会計思考が下位文化として存在していることをほぼ定量的に示すことができた判断できる。さらにニュージーランドとインドの会計思考としては、保守主義については開示に関する考えと測定に関する考えが別個に存在していると判断できる。一方日本の会計思考としては、保守主義に関する考え方が全く因子として算出されなかった。また両者の違いの1つは、会計士の倫理的な行為に潜在的な関心を寄せていることを示す質問の16番の負荷量が、ニュージーランドとインドでは測定面についての保守主義に対する考え方に相関し、日本では統一性に対する考え方に相関していたことが挙げられる。

ニュージーランドおよびインドで実施した調査票の因子分析については、主因子法以外の因子抽出方法と基準化バリマックス法以外の回転方法で行い、ほぼ同様の結果がもたらされた。日本で実施した調査票も同様であった。

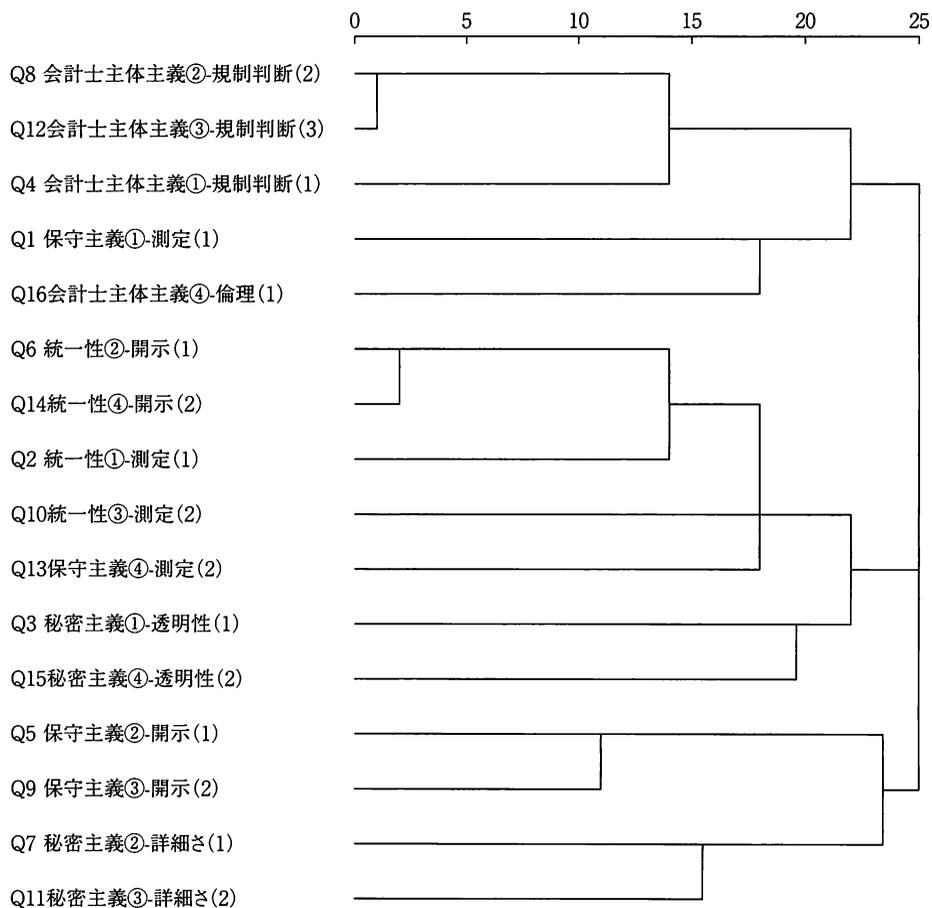
3. クラスタ分析

因子分析結果を違う角度から検討するためにクラスタ分析が行われた。階層クラスタ法を採用し、距離行列はピアソンの相関係数の絶対値により、最近隣法のクラスタ分析を行い、樹状図（デンドログラム）として示したものが図表19と20である。

ニュージーランドとインドの会計思考のクラスタの凝集過程を見て⁴⁴⁾みると、第一に会計士主体主義の構成概念の内の規制判断に関する要素の8番質問と12番質問が結びつき、第二に統一性の構成概念の内の開示に関連する要素の6番質問と14番質問が結びつき、第三に保守主義の構成概念の内の開示に関する要素の5番質問と9番質問が結びつき、第四に1つ目に凝集した会計士主体主義の構成概念の内の規制判断に関する要素の8番質問と12番質問に同じ規制判断に関する4番質問が加わり、同じく第四に2つ目に凝集した統一性の構成概念の内の開示に関する要素の6番質問と14番質問に同じ統一性の構成概念の内の測定に関する要素の2番質問が加わり、第五に秘密主義の構成要素の内の詳細さに関する要素の7番質問と11番質問が結びついている。会計士主体主義の内の倫理的側面に関する要素の16番質問も、会計士主体主義の構成概念の他の3つの要素の8,12,4番質問にやがて合流する。その後全体として3つのクラスタに連結した後に統合されている。

44) S. Chanchani & R. Willett, p. 146.

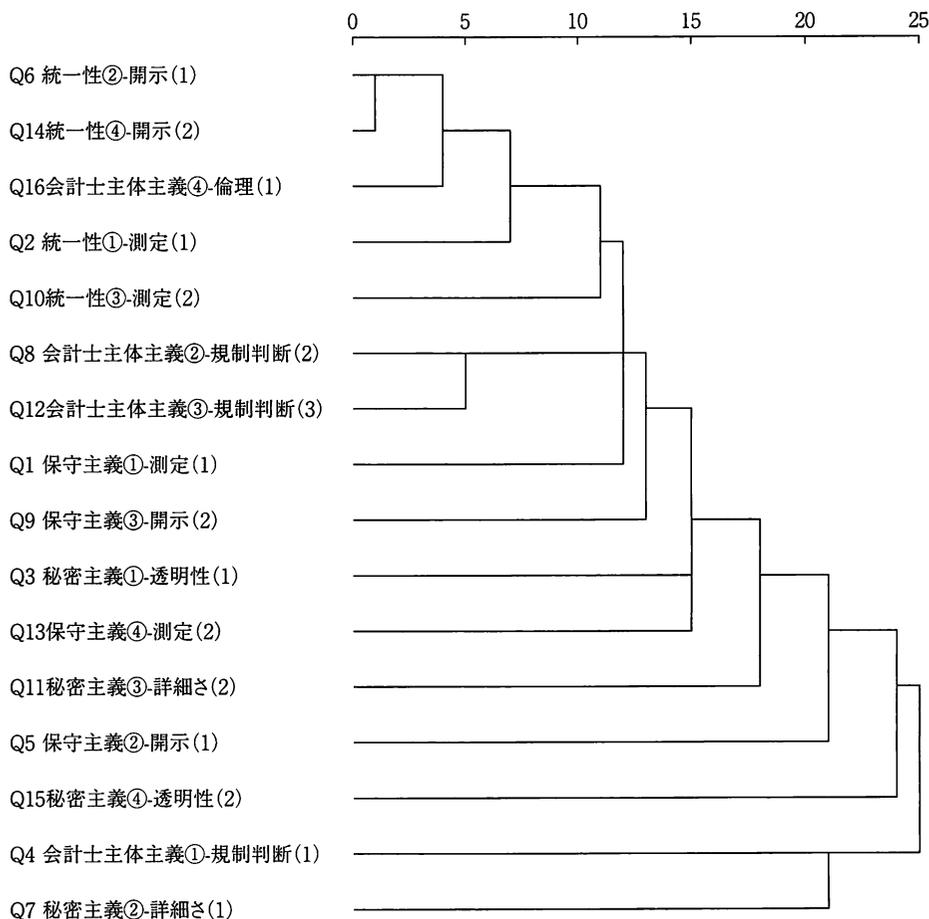
図表19 クラスタ分析によるニュージーランドとインドの会計思考の樹状図 (デンドログラム)



(出所) S. Chanchani & R. Willett, p. 147.

これらのニュージーランドとインドで実施した調査票のクラスタ分析より、G. ホフステッドより着想したS. J.グレイの会計上の4つの考え方である会計士主体主義、統一性、保守主義と秘密主義の存在を想定していいと判断できる。また、会計士主体主義における規制判断に関する要素の8番、12番、4番の質問、統一性における開示に関する要素の6番、14番の質問、保守主義における開示に関する要素の5番、9番の質問、秘密主義における詳細さに関する要素の7番、11番の質問、秘密主義における透明性に関する要素の3番、15番の質問が凝集している様子からそれぞれの独立的な概念構成の可能性が認められる。一方で、保守主義における測定に関する要素の1番、13番質問の凝集は見られず、また統一性における測定に関する要素

図表20 クラスタ分析による日本の会計思考の樹状図（デンドログラム）



の2番、10番質問は別個に凝集せずに統一性のクラスターに合流しており、独立的な概念構成の可能性は殆ど無いと判断できる。

日本の会計思考のクラスターの凝集過程を見てみると、第一に統一性の構成概念のうちの開示に関する要素の6番質問と14番質問が結合し、第二に上記の6番質問と14番質問に会計士主体主義の構成概念の内の倫理的要素に関する16番質問が結合し、第三に会計士主体主義の構成概念の内の規制と判断に関する要素の8番質問と12番質問が結びつき、第四と第五に統一性の構成概念の内の残りの測定に関する要素の2番質問と10番質問が上記の6番14番16番質問のクラスターに順次結果し、第六に上記の6番、14番、16番、2番、10番質問と8番、12番質問と新たに保守主義の構成要素の内の測定に関する要素の1番質問とが大きく1つのクラスターとして凝集する。その後は、保守主義と秘密主義の構成概念に含まれる要素の各4つの質問がひとつずつと会計士主体主義の1つが結びついていき、ひとつのクラスターとして連結される。

日本で実施した調査票のクラスター分析より、G. ホフステッドより着想したS. J.グレイの

会計上の4つの考え方である会計士主体主義、統一性、保守主義と秘密主義のうち、統一性の存在は明確に確認でき、続いて会計士主体主義は何とかが存在していると想定していいと判断でき、また統一性における開示に関する要素の6番、14番質問と統一性における測定に関する要素の2番、10番質問とが個別的に存在できる可能性を示しており、またこれら統一性の構成概念のうちの開示と測定に関する要素の6番、14番、2番、10番質問に会計士主体主義の構成要素のうち唯一の倫理的側面に関する16番質問とを加えたクラスターに関しては、会計制度に関する自然法的な日本の会計思考が構成概念として存在していると判断できる可能性がある。一方で、保守主義と秘密主義の構成概念とそれらをより細分した保守主義における測定に関する要素(1番、13番質問)と開示に関する要素(5番、9番質問)、秘密主義における透明性に関する要素(3番、15番質問)と詳細さに関する要素(11番、7番質問)は構成概念として個別的に存在していると判断できる可能性は極めて低い結果である。

会計思考に関するニュージーランド・インドと日本のクラスター分析の結果を比べてみると、共通点として、G. ホフステッドより着想したS. J.グレイの会計上の4つの考え方である会計士主体主義、統一性、保守主義と秘密主義のうちの会計士主体主義と統一性の存在を確認でき、また統一性の概念構成のうちの測定に関する要素と開示に関する要素とを独立的に確認できた。しかし相違点として、ニュージーランド・インドの会計思考のクラスターの凝集ぶりに対して日本の会計思考のクラスターの凝集ぶりは発展形成途上との判断ができる。

VI. 研究の意義と課題

S. チャンチャーニとR. ウィレットによるニュージーランドとインドの会計思考の調査分析と日本の会計思考を対象とした追加的検証の研究上の意義として、S. J.グレイの文化会計影響仮説における会計思考の概念自体を定量的に初めて把握しようとした試み⁴⁵⁾であったことを挙げることができる。S. J.グレイの文化会計影響仮説は、国際的な会計システムの相違が各国の文化の相違に起因しているのではとの直感から導かれたものである。この仮説によると、G. ホフステッドにより算出された各国の国民文化・社会規範の4つの次元(個人主義傾向・権力格差・不確実性の回避・男性的志向)が下位文化の次元としてS. J.グレイが帰納的に仮設した4つの会計思考(会計士主体主義・統一性・保守主義・秘密主義)に影響し、さらに会計思考が会計システムおよび会計実務に影響していると考えられる。この仮説の検証を試みた多くの従来の研究は、G. ホフステッドによる各国の文化指標値と各国の会計システムに関する測定値との関連を追及していた。しかし、媒介的に働く筈の会計思考自体は当然存在するものと前提されており、それら自体が実証的研究の検証対象たる構成要素として妥当性を有するかどうかは問われてこなかった。本稿では、4つの会計思考それぞれに4つ、計16の質問項目を用意し、

45) S. Chanchani & R. Willett, p. 148.

1995年から1996年にニュージーランドとインドでの郵送による調査票と2007年に日本で調査票を実施した。調査票の信頼性分析・因子分析・クラスター分析の結果より、統一性と会計士主体主義の考え方が回答者に存在すること、またそれらほど明確では無いが、秘密主義とそれに対する公開主義の考え方が共有されていること、さらにニュージーランドとインドでは保守主義に対する考え方が開示に関する側面と測定に関する側面とに分かれて存在していることを、定量的に示すことに初めて成功している。日本の会計思考とニュージーランド・インドの会計思考との主な相違点として、日本の会計思考はニュージーランド・インドに比べると会計思考としての因子形成が確立していないこと、また、会計士は倫理的高潔に振舞うべきであるという16番の質問項目の会計士主体主義の考え方が、ニュージーランド・インドでは第5因子の測定における保守主義と相関していたが、日本では第1因子の統一性の考え方と相関していることを挙げることができる。

他方、研究手法と解釈に関して様々な限界⁴⁶⁾も存在する。因子分析による研究には潜在因子の設定等においてある種の予断が設計上不可避である。S. J.グレイの文化会計影響仮説における下位文化水準の4つの会計思考の存在を前提として、それに沿って計16個の質問が設定されている。これらより当初から仮説の論理に対して肯定的なアプローチで行なわれた研究であると言える。S. J.グレイの挙げたもの以外の会計思考は検討の範疇から最初から除外されている。また回答者の会計思考の潜在的な指向性を炙り出すものとして設定された質問の文言も、例えば日本語での保守主義に関する質問事項のように、意味内容の限定に全面的に成功しているとは言えず、解釈の余地が大きい。日本の会計思考を調査する上での標本抽出方法、因子への命名方法も、意味を限定的に考える必要がある。さらに、国民文化とそれに付随する会計思考という文化的次元と会計システムとの関係のみに着目した研究の為、文化的要素以外の会計システムに影響を与えると考えられる法体系、資本市場制度および課税体系等に関する検討は除外されており、これらの要因が会計システムに与える影響とこれらの要因と文化次元との関連が検討課題⁴⁷⁾として残されている。

因子分析の手法に着目した将来の課題もいくつか指摘⁴⁸⁾できる。4つの会計思考の因子には関連がないとの仮定をおいた上で、斜交回転では無い直交回転の基準化バリマックス法で分析を進め、実際の算定結果の比較で両者に大きな相違は算定されなかった。しかし、会計思考

46) S. Chanchani & R. Willett, pp. 148-149.

47) 大日方隆「日本企業の利益情報の価値関連性—サーベイ・世界から見た日本」東京大学『経済学論集』第72巻第4号、2007年1月、37頁。なお、説明変数の1つとしてG. ホフステットの文化指標値を用いている近年の研究として次がある。Yuan Ding, Thomas Jeanjean and Hervé Stolowy, "Why Do National GAAP Differ from IAS? : The Role of Culture," *International Journal of Accounting*, Vol.40, 2005, pp. 325-350. Sandeep Nabar and K. K. Boonlert-U-Thai, "Earnings Management, Investor Protection, and National Culture," *Journal of International Accounting Research*, Vol.6, No.2, 2007, pp. 35-54.

48) S. Chanchani & R. Willett, pp. 149-150.

相互に関連があるとの解釈も不自然では無く、この点は今後の研究課題の1つである。また、ニュージーランドとインドの保守主義の因子のように1つの会計思考の中で開示面と測定面とが別個に存在すると推定できることから判断して、4つの会計思考自体が内部で分化した多次元の思考形式になっている可能性があり、質問項目の設定などで今後対応していく余地がある。

多変量解析によるニュージーランド・インド・日本の会計思考の定量的把握の試みは、文化会計影響仮説を基礎的に検証することによって、会計基準の国際的な統一が財務報告実務の全面的な統一を導く訳では無い⁴⁹⁾ という可能性を確認するものである。社会的に共有された価値観および文化的側面によって会計思考が規定されている面があるとするならば、会計思考によって現実化する会計実務の本質的な統一は会計基準を統一しただけでは不可能と判断せざるをえない。ただしニュージーランドとインドの会計思考の状況についてはまだしも日本の会計思考については、被験者は会計学に関する技術的理論的演習を少なくとも1年近く経験してはきているものの会計情報の利用者または作成者というには完成途上の学生であり、割引いて考える必要がある。

Ⅶ. おわりに

IASB, FASBおよびASBJの動向を見る限り、2011年を目途として国際的な会計基準の調和化が実現しそうである。しかし、IASBによるやや一方的⁵⁰⁾ な会計基準の国際的な統一化⁵¹⁾ に対しては、主として経済学的素養の豊かな識者より夙に警鐘と提案が出されている。会計基準は社会的に同意された上で構成員が共有するところに意味があり⁵²⁾、市場参加者が試行錯誤と

49) この視点から米国基準を採用した米国以外の企業を調査した研究草稿として次がある。M. T. Bradshaw and Gregory S. Miller, "Will Harmonizing Accounting Standards Really Harmonize Accounting?: Evidence from Non-U. S. Firms Adopting US GAAP", August 2007, *Working Paper*. なお、ニュージーランドは2005年からIFRSを採用し、インドも2011年4月以降のIFRSの採用を決定している。

50) IASBの母体財団にかなりの資金を拠出している日本の代表委員に対して、IASBの会議では日本の事情を考慮した発言は全くのお門違いと判断され、抽象的に会計基準のあり方に関する議論のみが期待されているとのことである。山田辰巳発言「講演会-IFRSに収斂しつつある国際情勢と日本の会計基準」国際会計研究学会第24回大会、青山学院大学、2007年11月24日。2009年度の財団への拠出基金計画では、日本からは米国の350万ドルに次ぐ280万ドルを予定しているとのことである。「アカウンティング・ニュース-IAS/IFRS」『企業会計』2008年4月号、13頁。

51) 次のような描写もある。「会計基準のコンバージェンスが、グローバル化の進む市場環境のもと、誰の目にも望ましいインフラの共通化を超えて、イデオロギーと化した資産・負債アプローチによる世界統合への政治的な暴走を許し始めると」斎藤静樹「コンバージェンスの未解決論点-海外の学界論調から」『企業会計』第60巻第1号、2008年1月、5頁。

52) Shyam Sunder, "International and National Standards and Norms of Financial Reporting: Monopoly or Competitive Coexistence", *Accounting Forum*, Kobe University, January 26, 2008.

妥協の上で全員が最大の納得を得るように設定されるべきものである⁵³⁾ という本質的な指摘に反駁は難しい。また、一国内で国際的な基準と国内的な基準が並存して不都合は無く、むしろ経済学的に望ましいとの説得的な議論⁵⁴⁾ も展開されている。

現在、アメリカ合衆国証券取引委員会による、外国会社へのIFRSsの許可、近い将来予想される内国会社へのIFRSs使用の許可、IASB基準とFASB基準とのコンバージェンスの進展といった状況⁵⁵⁾ が進行中である。翻ってわが国における2011年6月時点でのIFRSs基準と日本基準との主要な差異の消滅を見込むならば、多大な費用をかけて日本基準を維持していくことに疑問⁵⁶⁾を抱いて当然であろう。日本市場における外国人投資家による売買の件数および金額の比率がかなりの割合に上っている。わが国のみならず世界的な会計基準の統一化は、世界経済のグローバル化の必然的で不可避の発展経路である。本来公益に関わる会計基準の設定がFASBおよびIASBといった私的民間機関に委ねられてきている要因の一つとしてその技術的複雑さ⁵⁷⁾のあることも理解できる。しかし、国際的に資金調達を行なうわが国の企業および公開会社に対して国際的な統一会計基準を許容または強制することの意味の一側面を表す言葉として想起するのは、「国家の退場」さらには「主権もぎ取り」とも表現⁵⁸⁾される国家主権に関わる事態の進行である。各国の文化と会計との歴史的な関係は、各国の環境条件が同一で無い以上、社会制度のあり方を考える上で依然として重要である。

53) 斎藤静樹「グローバル・コンバージェンスと日本の会計基準」『会計情報 (E-Tomatsu)』Vol. 360, 2006年8月。George O. May, *Financial Accounting: A Distillation of Experience*, Macmillan Company, 1943. 木村重義訳 [G. O.メイ財務会計—経験の蒸留] 同文館, 1970。

54) 太田康広「会計基準間の競争とコンバージェンス」『企業会計』第59巻第3号, 2007年, 129-141頁。R. Dye and Shyam Sunder, "Why Not Allow the FASB and the IASB Standards to Compete in the U.S.?" *Accounting Horizons*, 2001, pp. 257-271.

55) 『企業会計』第60巻第4号2008年4月号所収論文に詳しい。平松一夫「会計基準国際化の歴史的経緯と今後の課題—調和からコンバージェンスへ」18-24頁。山田辰巳「IASBを巡る国際動向と日本の対応」25-32頁。杉本徳栄「IFRS受入れを巡る米国の対応」41-50頁。なお2008年に入ってから米国のいわゆるサブプライムローン問題に発する有価証券の公正価値評価 (SFAS157号) の適用の免除についてSECより3月に書面が公表されている。U. S. SEC, "Sample letter Sent to Public Companies on MD&A Disclosure Regarding the Application of SFAS 157 (Fair Value Measurements)", March 2008, available at http://www.sec.gov/divisions/Corpfin/guidance/fairvalue/tr_0308.htm.

56) 山田辰巳「IFRSに収斂しつつある国際情勢と日本の会計基準」『国際会計研究学会年報2007年度』2008年3月, 97頁。

57) Walter Mattli and Tim Büthe, "Global Private Governance: Lessons from a National Model of Setting Standards in Accounting", *Law and Contemporary Problems*, Summer/Autumn 2005, pp. 259-260.

58) Susan Strange, *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the World Economy*, Cambridge University Press, 1996. 櫻井公人訳『国家の退場』岩波書店, 1998年。後者は、EU内での航空の自由化論議に関して元々表現された言葉である。「所詮はEUの官僚達の、域内各国からの“主権もぎ取り”願望が根底にあってのことだと思ふのだが、その“道具”として又しても、“新古典派”的な理屈が不用意に用いられていることになる。」石黒一憲『世界貿易体制の法と経済』慈学社, 2007年, 107頁。